

Q 高齢者の交通事故の特徴は？

A 高齢者の事故では、次のような特徴が挙げられます。



① 歩行中の交通事故では、横断禁止場所横断等の横断違反や信号無視が多くなっています。



② 歩行中の事故は、自宅から近いところ（自宅から500メートル以内）で多く発生しています。

また、事故の多くが交差点や交差点付近で起きています。



③ 高齢ドライバーは、安全不確認等、危険の発見が遅れがちになっています。

Q 歩行者として、どのようなことに注意すべきですか？

A 歩行者として、次のような点に注意しましょう。

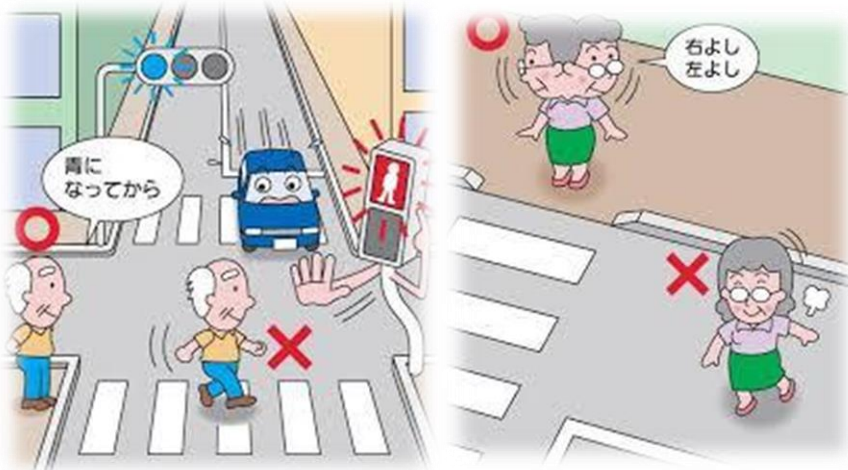
道路環境は常に変化しています。いつもは車が通らないから…との思い込みや慣れは危険です。

道路を歩くときは

- ① 道路工事などで通行できない場合を除き、**歩道**や**路側帯**を通行しましょう。
- ② 歩道も路側帯もない道路では、**右側**を通行しましょう。

道路を渡るときは

- ① 横断歩道や信号機のある交差点を渡りましょう。近くに横断歩道橋や地下道があれば利用しましょう。なお、**歩行者横断禁止の場所は、絶対に渡ってはいけません。**
- ② 信号を守りましょう。青信号で渡りきれない場合や、歩行者用青信号が点滅した場合は、次の青信号まで待ちましょう。信号が青に変わってもすぐに渡り始めるのではなく、**必ず左右の安全を確認してから渡りましょう。**



車両には、死角があります!!

横断歩道だからと安心せずに、**ドライバーと目と目を合わせてアイコンタクト**をして渡りましょう。また、車が近づいて来ないか、横断中も周りをよく確認しましょう。

夜間に外出するときは

- ① 明るい色の服装に心がけましょう。また**反射材用品を身に付けて**ドライバーから目立つようにしましょう。
- ② できるだけ街灯のある明るい場所を歩きましょう。



車に乗せてもらうときは

- ① **必ずシートベルトを着用**しましょう。
- ② 車から降りるときは、周囲の安全をよく確認してからドアを開けましょう。



「電動車いす」を利用するときは

- ① 「電動車いす」は「歩行者」に位置づけられています。「電動車いす」を利用する場合は、歩道等がなければ道路の右側を通行しましょう。
- ② 「電動車いす」に乗る前には、必ずライトやブレーキなどの点検を行いましょう。



Q 高齢ドライバーは、どのようなことに注意すべきですか？

A 高齢ドライバーの交通事故を防止するため、次のような点に注意しましょう。



① 視力や聴力、反応速度等の身体機能の変化を自覚し、決して無理をせず、安全運転に努めましょう。

運転前には体調の確認を行い、特病や服薬の状況によっては、運転を控えましょう。

② 70歳以上の方は、高齢運転者標識（高齢者マーク）をつけましょう。

③ 身体機能の変化を知るために、運転の練習をしてみましょう。



年に一度は運転の練習をしませんか？

警視庁は、いつまでも安全運転を続けるために運転の練習を習慣付けることを提案しています！「TOKYO ドライブ・トレーニング」協賛教習所を紹介しています。詳しくは「ドライブ・トレーニング」でネット検索してください。

※運転免許更新に必要な「高齢者講習」とは異なる有料の任意教習です。

運転免許自主返納制度と運転経歴証明書

運転免許自主返納制度によって運転免許を返納した方は、「運転経歴証明書」を申請できます。

これは、運転免許を返納した日から5年以内であれば取得でき、運転免許証と同様に銀行口座を開設する際など、身分証明書として使えます。

※一部に対応していない機関もあります。

※代理人申請ができます。委任状の提出等条件がありますので、詳しくは警視庁ホームページをご確認ください。



氏名	シニア 太郎	年齢	00年 00月 00日生
住所	00県00市001丁目25番地		
交付	平成 00年 00月 00日 12345		
運転経歴証明書 (自動車等の運転はできません)			
番号	第 123456789000 号		
交付	平成 00年 00月 00日	有効期限	平成 00年 00月 00日
発行	平成 00年 00月 00日	発行	平成 00年 00月 00日
二種	平成 00年 00月 00日	発行	平成 00年 00月 00日
00 公安委員会			

高齢者が「運転経歴証明書」を提示することで、高齢者運転免許自主返納サポート協議会の加盟店舗で様々な特典を受けることができます。

運転に自信がなくなった方、家族から運転が心配と言われた方は、最寄りの警察署に相談してみましょう。

A 二輪車に乗るときは、次のような点に注意しましょう。

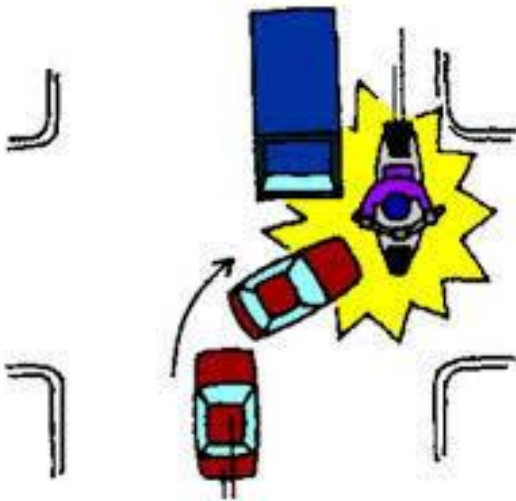
- ① 身体で安定を保ちながら走り、停止すれば不安定になるという二輪車の特性を知っておきましょう。
- ② 交通事故による損傷部分は頭部が最も多く、続いて腹部となっています。

ヘルメットを正しくかぶり、あご紐はきちんと締めましょう。また、ヘルメットとともにプロテクターも着用しましょう。

さあ！プロテクターの着用を！！



- ③ 二輪車は車体が小さいため、相手からあまり速度が出ていないと感じられたり、実際の距離より遠くにいると見られがちです。また、車両の死角に入ってしまうしやすいなど、見落とされるケースも高くなります。危険を予測した運転をしましょう。



Q 高齢者の身体的、心理的特性を知っていますか？

A 個人差はありますが、一般的に次のような特性があるとされています。

高齢者の特性を理解して、思いやりのある対応をお願いします。

① 加齢に伴って身体機能（視力・聴力・歩行速度・瞬発力など）が変化し、
危険を避ける行動が遅れがちになります。また、とっさの場合の判断力
も変化していると考えられます。



② 自分の体力を過信したり、若いときの気持ちで行動しがちになります。

③ 過去の経験に頼り、形だけの安全確認になりがちです。

④ 「自分は高齢者だから相手がなんとかしてくれるだろう」
という気持ちになりがちです。



安全運転をサポートします

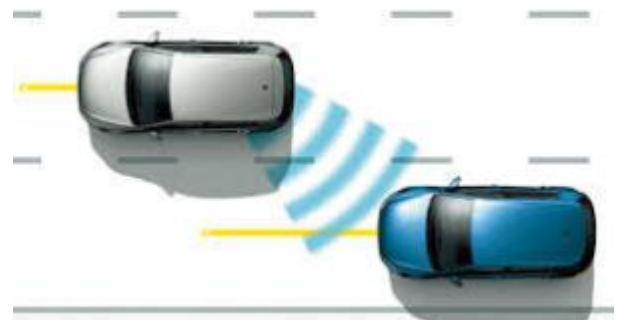
安全運転を支援するシステムを搭載したセーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）の利用をお勧めします。

※サポカーSは、ペダル踏み間違い時の加速抑制等を装備した、高齢者にお勧めしたいサポートカーです。

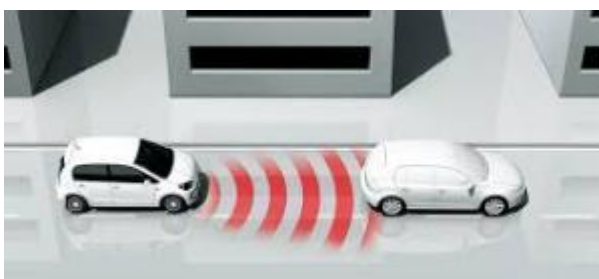
Sにはシルバー・シニア・セーフティなどの意味が込められています。



ペダル踏み間違い時の加速抑制



車線はみだし警報



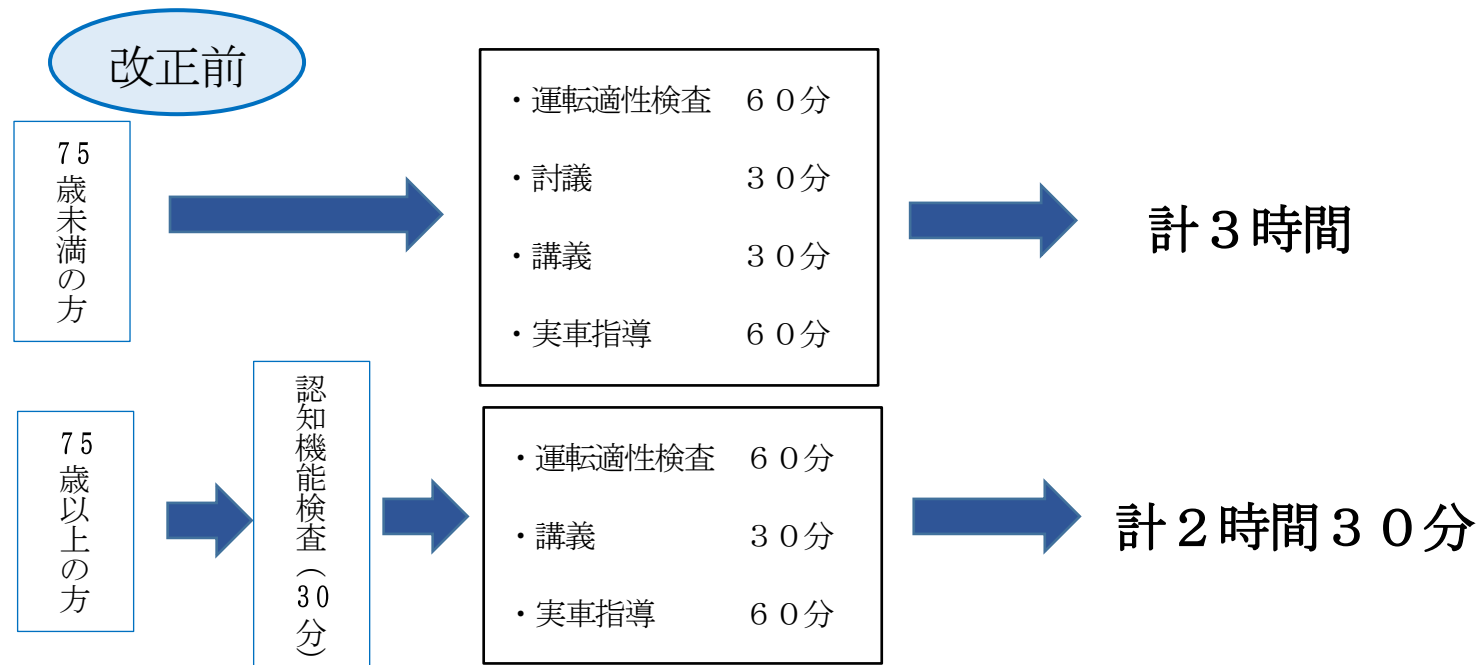
自動ブレーキ

高齢運転者に関する 交通安全対策の規定の整備について

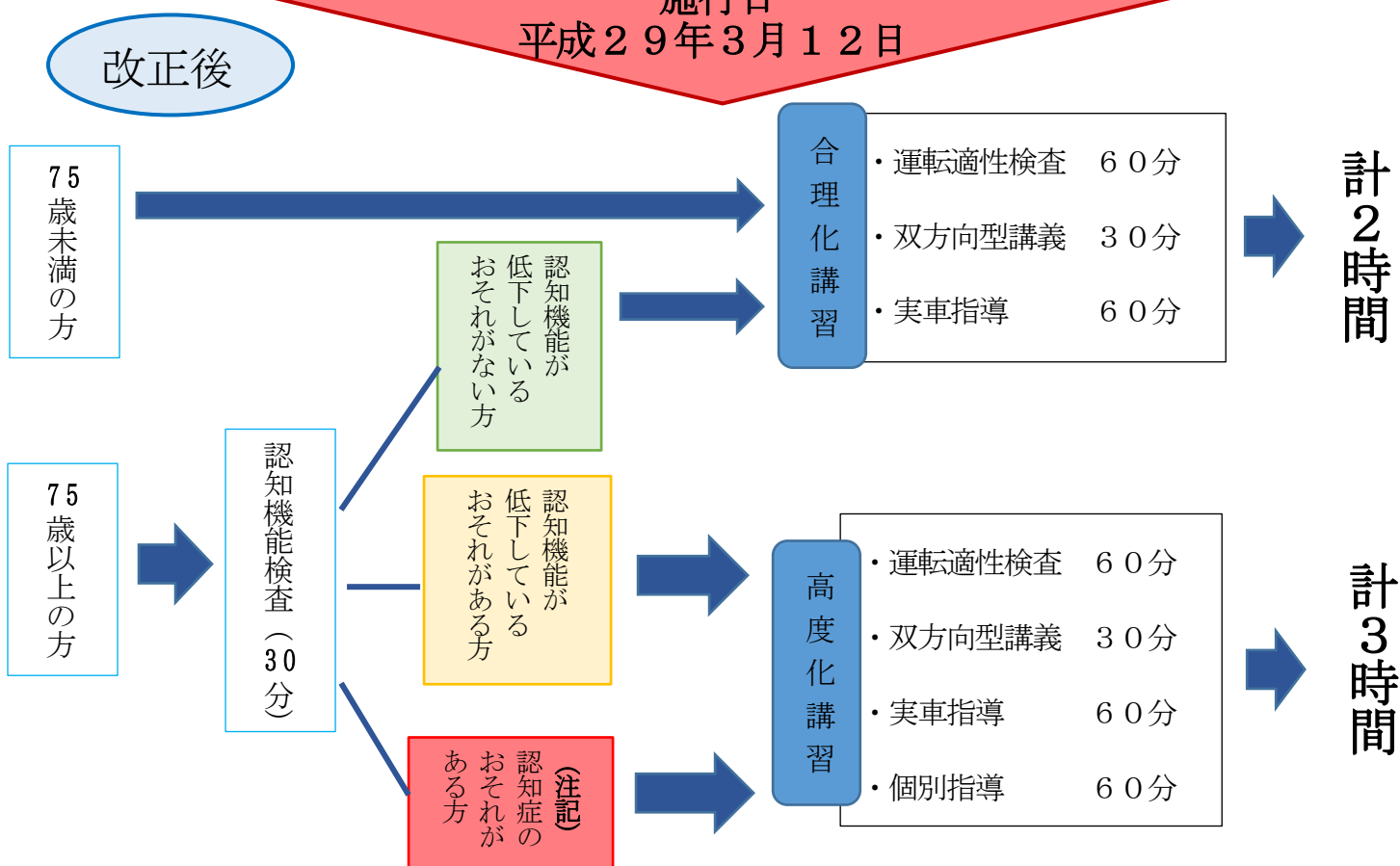
●高齢運転者（70歳以上）の運転免許更新手続きの改正

更新期間が満了する日における年齢が75歳未満の方については、高齢者講習の合理化が図られることとなります。

また、更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の方については、認知機能検査の結果に基づいて、より高度化又は合理化が図られた、内容や時間等の異なる更新時の高齢者講習が実施されることとなります。



施行日
平成29年3月12日



(注記) 認知症のおそれがある方は、後日、**臨時適性検査を受け又は医師の作成した診断書を提出**するものとされ、検査結果等により認知症と判断された場合は、**運転免許の取消し又は停止**となります。

●臨時認知機能検査・臨時高齢者講習制度の新設

平成27年6月17日に公布された道路交通法の一部を改正する法律の中で、高齢運転者対策の推進を図るための規定が設備（臨時認知機能検査等の新設）されました。

(平成29年3月12日施行)